

# 春日中学校生徒会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は新潟県上越市春日中学校生徒会と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会は本校の教育方針に従い会員の自主的、自治的活動を重んじ、会員相互の協力によって学校生活の向上をはかり、有能な公民としての資質を養う。

## 第3章 会 員

第3条 本会は上越市立春日中学校生徒を会員とし、本校職員を顧問とする。

## 第4章 権 限

第4条 本会は学校長から委任された学校内外の活動に関し、これらを審議実行する権限を持つ。

## 第5章 役 員

第5条 本会の会員は会長1名、副会長男1名、女1名、書記2名、会計係2名をおく。

第6条 会長、副会長は立候補により、選挙で決定する。

第7条 会長、副会長の選挙は、年度内に行う。選挙規程は別にこれを定める。

第8条 書記、会計係は常任委員から会長が委嘱する。ただし任期は1年とする。

第9条 役員の任期は1年とし、4月1日より翌年の3月末日までとする。

第10条 役員に欠員が生じた時は、会長、副会長は補欠選挙を行い、書記、会計係は会長が委嘱する。

第11条 補欠役員の任期は残任期間とする。

## 第6章 役員の資格

第12条 会長は2年生から選出する。副会長は1、2年生から選出する。

第13条 役員は二つ以上の役員を兼ねることはできない。

## 第7章 役員の任務

第14条 会長は本会を代表する。

第15条

1 各種委員会の委員長、副委員長は会長が委嘱する。

2 各種委員会の任期は第9条を準用する。

3 委員に欠員が生じた場合、当該学級で補充するものとする。

第16条 副会長は会長を助け、会長に支障のある際はその代理を務める。

第17条 書記は生徒総会及び中央協議会の記録並びに書類を整理保管する。

第18条 書記は掲示板を管理し、総会、中央協議会の翌日には掲示板に議事の報告を行う。

第19条 会計係は、承認された予算にもとづいて出納を行う。

## 第8章 総 会

第20条 総会は最高の議決機関であって、下記のことを議決する。

1 会則の作成及び改廃に関すること。

2 生徒会の事業の大綱に関すること。

3 生徒会の予算・決算に関すること。

4 学校内外の生活の規則に関すること。

5 その他生徒会に関係することがら。

第21条 総会は年度の始めと終わりに、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第22条

1 総会は全会員の3分の2以上をもって成立する。

2 総会の議長は2名とし、中央協議会の議長が兼ねる。

### 第9章 中央協議会

第23条 本会は総会に次ぐ議決機関として中央協議会を設ける。

第24条

1 中央協議会は各学級選出の中央協議員男女各1名によって構成する。

2 中央協議員は各種委員を兼ねることができない。

3 中央協議会は必要に応じ各種委員長等の参加を求めることができる。

第25条 中央協議会は、原則として、毎月1回開く。ただし必要に応じ て臨時に開くこともできる。また学年別にも開くことができる。

第26条 中央協議会は中央協議員の3分の2以上の出席者によって成立する。

第27条 提案事項は出席議員の過半数の賛成によって可決し、賛否同数の時は議長が決定する。提案事項が重要な場合には、再び学級で審議するか、または総会において審議する。

第28条 中央協議会の議決事項は中央協議員が各学級で報告するとともに、書記が提示し、報告する。

第29条

1 中央協議員は正副級長がなる。

2 中央協議員は、常任委員・各専門委員長を除いた会員から選出する。

第30条 中央協議会の議長は、会長が委嘱する。

第31条

1 中央協議員に欠員が生じた場合は、当選学級において速やかに補充する。

2 補員の任期は残任期間とする。

### 第10章 常任委員会

第32条 本会には、会務を円滑に執行するために常任委員会をおく。

第33条 常任委員会は、本会役員と、会長が会員中より選んだ若干名の委員をもって構成する。常任委員会には、専門委員会係、中央協議会係、部活動係を置く。副会長は上記の係をかねる。

第34条 常任委員会の任務は次のとおりである。

1 総会及び中央協議会で議決された項目について執行する。

2 中央協議会および総会に提出する議案を作成する。

3 その他の執行上必要な事項について協議する。

### 第11章 専門委員会

第35条 本会には次の専門委員会を置き、本会の目的達成に努める。

1 生活委員会      6 広報委員会

- |         |                |
|---------|----------------|
| 2 図書委員会 | 7 体育委員会        |
| 3 保健委員会 | 8 給食委員会        |
| 4 放送委員会 | 9 奉仕委員会        |
| 5 環境委員会 | 10 選挙管理委員会(特別) |

選挙管理委員会は、後期のみ活動を行う特別委員会とする。

その他、必要に応じ特別委員会を設ける。

第36条 各専門委員会は正副委員長及び各学級より選出された委員によって構成する。(各学級から選出される委員数及び男女数は、常任委員会が定める。)正副委員長については、前年度の終わりまでに決定しておく。特別委員会についても同様とする。

第37条 各委員会は規約を作成し、実際の運営と実践につとめる。

第38条 委員の選出は4月と10月し、前後期制とする。委員に欠員を生じた場合は学級で補欠選挙する。

第39条 各専門員会は、定期的に関く。

第40条 専門委員長会議は必要に応じて開く。

第41条 委員長会議の進行を計るため議長、副議長、書記を互選する。

## 第12章 部活動

第42条 本会は会員の興味、能力に応じて部を編成し、部を通じて本会の目的を達成する。ただし部は必要に応じて設けるものとする。

第43条 各部は部ごとに部長、副部長をおくとともに部の規約を作り計画に基づき活動する。

第44条 部活動は放課後及び要請に応じて行うものとし、実施日は各部で決定するものとする。

第45条 部活動部長会議及び部活動集会は必要に応じて開く。

第46条 部長会議の進行を計るために議長、副議長、書記を互選する。

## 第13章 会計

第47条 本会の経費は会員の会費による。

第48条 予算は、総会に提出されるものとする。決算は総会で承認を得る。

第49条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

第50条 本会の決定事項は校長、職員会議の承認を得て効力を発生する。

第51条 教師は顧問として、それぞれの委員会、部活動等の指導にあたる。

第52条 生徒会の役員選出は選挙規定により別にこれを定める。

第53条 本会則の改正または廃止は総会出席者3分の2以上の賛成を得て行われる。他の議案は過半数を持って行われる。

第54条 本会は慶弔規定を別に定める。

第55条 本会は生徒心得を別に定める。

第56条 本会は毎年1回生徒会誌を発行する。

第57条 1月末日の任期を満了した役員及び各種委員会委員長は、年度末まで委員として残り活動する。(会長は常任委員として残る)

第58条 本会則は昭和58年6月1日より実施する。

平成 元年 3月 8日 一部改正  
 平成 2年 2月 28日 一部改正  
 平成 6年 2月 23日 一部改正  
 平成 14年 12月 11日 一部改正  
 平成 21年 2月 26日 一部改正  
 平成 24年 2月 23日 一部改正  
 令和 5年 9月 21日 一部改正

### 生徒会組織図

